

(2) 大学院研究科の管理運営体制

大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性 (A群)

本学大学院には、文学研究科、生活科学研究科及び国際社会システム研究科の3つの研究科があり、文学研究科には英語英文学専攻博士課程(前期)、英語英文学専攻博士課程(後期)と日本語日本文化専攻博士課程(前期)、日本語日本文化専攻博士課程(後期)、生活科学研究科には食物栄養科学専攻修士課程、国際社会システム研究科には国際社会システム専攻修士課程を設置している。それぞれの研究科は、学部を基礎とする研究科である。

それぞれの研究科には、研究科長(任期は2年)を任命しており、原則として基礎となる学部の学部長が研究科長を兼任する(「同志社女子大学学則」第34条第2項)。平成10年の大学審議会答申において、大学院研究科のカリキュラムや学生の入退学の決定などについては、学部とは独立して審議する必要がある、その教育研究機能を十全に発揮していくために当該研究科の教育研究にかかわる審議を主体的に行い得る仕組みを整える必要があると指摘している。

そのため、本学では研究科委員会及び大学院委員会を設置して、大学院に関する事項を主体的に審議する体制を整えている。研究科委員会は、大学院研究科長により招集され、当該研究科の教授をもって構成される。研究科委員会では論文審査、教育課程、課程修了認定、入学試験、学期末試験などに関する事項を審議する。

なお、学位論文については、研究科委員会の定める審査委員会の報告に基づき審議する。ただし、研究科委員会は意思決定機関ではなく、議案は学長による評議会への諮問・承認を経て、大学院委員会へ付議される。

大学院委員会は、大学院を総括する学長により招集される。構成は学長、教務部長、学生部長、企画部長、入学センター所長、各研究科長および各研究科から2名選出された委員(任期は2年)であり、議長は学長が務める。大学院委員会は、学則及び諸規程の改廃や教員人事など大学院運営に関する事項や学位授与、院生の入学・退学・休学及び賞罰など教学に関する事項を審議する大学院の意思決定機関である。

上述のように大学院の運営は、研究科委員会と大学院委員会及び評議会により行われており大学院独自の立場から主体的に審議する体制を整えており適切であると考えられる。

大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)と学部教授会との間の相互関係の適切性 (B群)

本大学院の各研究科は、それぞれ学部を基礎としている。学部を基礎とした大学院については、平成10年の大学審議会答申において、「大学院の研究科が大学院固有の事項につ

いて独自の立場から審議する必要性が大きくなってきており、その教育研究の機能を十分に発揮していくために当該研究科の教育研究にかかわる審議を主体的に行い得る仕組みを整える必要がある」と指摘している。

本大学院では、大学院の教学に関する事項については、大学院が主体的に審議するために研究科委員会及び大学院委員会を設置しており、その基礎となる学部の教授会（全学教授会）とは独立している。また、学部と大学院の連携協力体制については、各研究科長を学部長が兼任することでそれぞれの教育研究に適切な関係を保つことができると考える。

大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）の長の選任手続の適切性（B群）

大学院における独自の審議機関として、本大学院では大学院委員会と研究科委員会を設置することが学則に規定されている（第32条、第34条）。大学院委員会においては、学長が議長を務め、研究科委員会においては原則として学部長が兼任する研究科長が議長を務めると規定されている。そのため、審議機関の長の選任手続の適切性は、学長及び学部長の選任手続をもって判断されることになる。学長及び学部長の選任手続は、前述のとおりである。

よって、本学大学院の審議機関の長の選任手続は、適切であると考ええる。